

議会運営委員会

令和3年3月10日（水）

午後2時30分開会

○三鬼（孝）委員長　ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本会議終了後、大変お疲れかと思いますが、よろしくお願いいたします。

協議につきましては、発議2件がございまして、まず、発議第1号が尾鷲市議会会議規則の一部改正案と、発議第2号、尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正についての案でございます。

この件につきましては、皆さん、御存じかと思えますけれども、国、地方自治体で女性議員の増加の推進等の施策として、特に出産可能な女性議員のための産前産後の休暇の問題が出ておまして、全国市議会議長会やなんかの要望があるようでございますので、その件について会議規則を一部改正するというところでございます。

説明につきましては事務局長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、まず、発議第1号、尾鷲市議会会議規則の一部改正について（案）でございます。

本改正につきましては、2月12日付で全国市議会議長会から通知がありました標準市議会会議規則の一部改正についてに基づくものでございます。

なお、ただいま通知させていただきました新旧対照表のほうを御覧ください。

今回の改正内容は大きく2項目ございまして、一つ目は、欠席の届出関係の改正でございます。

ただいま委員長のほうからも御説明ございましたが、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図り、議員として活動するための制約を解消するために、本会議や委員会の欠席事由として既に規定されておりました出産に加え、公務、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的に例示として明文化するとともに、出産については、産前産後の期間についても配慮した規定を具体的に明文化するものでございます。

二つ目は、行政手続等におきまして、原則として押印を廃止しようとする政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る押印の見直しを行うもので、請願者に対し、提出時に必須条件として求めておりました押印に係る規定を署名または記名押印で可能という形に改める改正でございます。

また、請願者が法人の場合の規定の整備のほうも同時に行うものでございます。

発議第1号の説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　続けてやってください。

○高芝議会事務局長　それでは、続けまして、発議第2号、尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について（案）について説明させていただきます。

尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例につきましても、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、尾鷲市議会議員が議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めたものでございますが、1ページめくっていただきまして、本条例案の改正分のほうを御覧ください。

今回は、標準市議会会議規則の一部改正に基づきます本市議会会議規則の欠席事由に係る一部改正内容のほうを踏まえまして、議員活動と家庭生活の両立支援などの住民が議員活動しやすい環境づくりは、女性をはじめ、多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なものであり、議員の成り手の確保にもつながるという観点から、女性議員が出産のため議会を長期間欠席する場合は、報酬減額対象から除外し、安心して妊娠出産に臨めるようにするため、本条例第5条第2号のほうに、女性議員の出産（労働基準法第65条第1項または第2項に規定する産前産後の期間に限る。）を加え、改正するものでございます。

なお、労働基準法第65条第1項、第2項のほうに規定されております産前産後の期間につきましても、先ほどお示ししました会議規則の出産に係る改正内容と同様でございます。内容としては出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合は14週間前の日から、当該出産の日後8週間を経過するまでの期間ということでございます。

また、ただいま新旧対照のほうを通知させていただきましたので、後ほど御参照ください。

委員長、取扱いについても説明させていただいてよろしいですか。

すみません、それでは、取扱いについて説明させていただきます。

この発議2件の取扱いについてでございますが、本定例会最終日である3月23日に上程させていただき、議決いただくという取扱いでよろしいか、御協議をお願いしたいと思います。

また、この発議2件の提出者及び賛成者につきましても、後ほど議長から御発言いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

それでは、発議1号、2号について、一括して皆さん、何かありましたら、御発言願いたいと思います。

○三鬼（和）委員　　確認というか、最初のほうなんですけど、請願書の押印なんですけど、これは、あれですか、確認のことで、例えば、押印が要らないということは、ファクスとかメールとか、それでも受け付けるということになるわけですか。そういう提出の仕方について、もう少し詳しく。

○高芝議会事務局長　　改正分の内容につきましては署名を求めるものであり、今、お示ししておる内容なんでございますが、実際の運用、今、三鬼和昭委員から御質問いただきました内容、ファクスが可能なのかどうかということについては、また、後日確認させていただくという形でもよろしいですか。

基本的には、署名の実物を頂くような形で運用のほうは今までできております。

○三鬼（和）委員　　事務局長の説明、分かりました。押印がなくても、署名は変わらずということで受け止めたらいいいわけですね。ワープロとか、そんなものの印字ではなく、署名は必要であると、提出者（聴取不能）。

○三鬼（孝）委員長　　濱中委員、どうぞ。

○濱中委員　　最初の出産のための休みに関する日数のことに関しましては、労働基準法の中で記されている数字ということで分かったんですけども、予定日というのはあくまでも予定であって、その正常出産の範囲には2週間ぐらいだったと思うんですけども、遅れても、それは正常の範囲であるということがあるんですけども、そういったこの規定よりもずれるものに関しては、あくまでも、例えば、予定日が1日やったと。でも実際、生まれたのが10日というふうになれば、その後の8週間に関しては、出産からというふうな数え方をするというふうには、その前に余分にとった分に関しては除外されるというふうには理解すればよろしいですか。

○三鬼（孝）委員長　　局長、その辺の具体的なあれは。

○高芝議会事務局長　　ただいま濱中委員さんから御質問いただいた件につきましては、おっしゃるとおり母体の状況によって予定というものはずれるものと思われまます。

ほかの欠席事由も含めてでございますが、実際の運用につきましては、全国市議会議長会からのほうの指針においても、議長にももちろん相談の上、さらに難しい問題等は議会運営委員会に御意見をお聞きするなど、個別の事例に照らして各市議会

で運用のほうを考えるべきという指針をいただいておりますので、そのようなケースが出た場合、議長に御相談して運用のほうを考えたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。よろしいですか。

それでは、議長のほうから発議２件の提出者と賛成者について、議長にお願いいたします。

○村田議長　事務局案といいますか、私どもが今、考えておりますのは、発議２件の提出者、賛成者についてでありますけれども、提出者は三鬼孝之議会運営委員長になっていただくようお願いをしたいと思います。今回は、議会関係の議員提出の条例でありますし、会議規則の改正案でありますので、議会運営委員長になっていただくのが一番ではないかなと思います。

それと、賛成者については、議長以外、私以外、全議員の方向性でいきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

そのように取り扱いたいと思います。よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで議会運営委員会を終わります。御苦労さんでした。

（午後　２時４１分　閉会）